

公益財団法人古河記念基金
2026 年度日本人奨学生募集要項

1. 奨学生の趣旨

当基金は、成績優秀であるが経済的理由により修学困難な理工科系専攻、特に金属その他資源関係の学生に優先的に奨学生を授与する事業を行う。

2. 応募資格

- (1) 2026 年 4 月時点で、日本の 4 年制大学、6 年制大学の学部 2 年以上、および大学院に在学する理工科系専攻（医学系、獣医学系、薬学系を含む）の日本国籍の学生であること。
- (2) 学業優秀、心身ともに健康で、卒業までの進級が十分見込ること。
- (3) 家庭の経済状況については、2025 年の年収が 900 万円を超えないこと。
(税込み、兄弟・姉妹の収入および年金収入は除く)

3. 奨学生の内容

(1) 給付金額（月額）

国立・公立在学者で自宅通学者	35,000 円
国立・公立在学者で自宅外通学者	40,000 円
私立在学者で自宅通学者	40,000 円
私立在学者で自宅外通学者	45,000 円

注：上記金額は、返済の義務なし。また、他の奨学生との併給可。

(2) 給付期間

正規の最短修業期間で最長 6 年間。

4. 新規採用予定者数

2026 年度事業計画にて決定。

5. 選考基準

- (1) 当基金の趣旨に合致すること。
- (2) 学業成績や取得単位数が優秀であること。
- (3) 特に金属その他資源関係を優先とする。

6. 提出書類

提出書類	内 容
奨学生支給願書	写真を貼付し、必要事項を記入
小論文	課題：大学（学部・大学院）で何を学び、研究し、これをもとに どのような社会貢献を果たしたいと考えているか 字数制限：800 字以内 原稿用紙：当基金制定のもの（2 枚） 題名は小論文の内容から各自で設定してください
住民票（本人）	最近 1 ヶ月以内、個人番号・本籍・家族の記載不要

提出書類	内 容
在学証明書	2026年4月現在の在学証明書、または進級・進学証明書
学業成績証明書	大学1年次からの成績証明書 高専から編入の場合は、高専1年時からの成績証明書
所得課税証明書	家計支持者（原則、父母）の前年収入証明書 (以下のいずれか) ・所得（課税）証明書（原本） ・源泉徴収票の写し（給与収入がある場合） ・確定申告書（事業収入がある場合）税務署受領印があるもの ない場合は納税証明書（その2）も提出
自宅外通学証明書類 (自宅外通学の場合)	家計支持者と別住所であることが確認できるもの (以下のいずれか) ・本人、および家計支持者の住民票 ・本人名義のアパート・マンション等の賃貸借契約書や入寮許可証の写し（親名義の場合は居住者欄に本人の記載があるもの）

○所定用紙は、「公益法人等情報公開サイト」の当基金ページに掲載しています。

○応募書類の不備や、期限までに届かない場合は、審査の対象外となります。

○書類到着確認のお問い合わせはご遠慮ください。

○虚偽の記載が判明した場合には失格（奨学生給付開始後は返金）となります。

○選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。

○提出書類は返却しません。

公益法人情報公開サイト

古河記念基金



7. 書類提出期限

2026年4月7日（火）必着

8. 提出方法

郵便にて、以下の宛先に送付する。

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー（古河三水会内）

公益財団法人 古河記念基金

9. 選考と通知方法

5月下旬に開催する奨学生等選考委員会において採用の可否を決定し、その結果は直ちに応募者にメールでお知らせします。

10. 奨学生としての義務

（1）奨学生の給付を受けた後、1週間以内に奨学生受領確認書をメールにて返信する。

（2）「近況報告」、「アンケート」に期限までに回答する。

（3）住所・氏名の変更、在学状況（留年・休学・復学・停学・転学・転部・退学、卒業延期の恐れ等）に変化があった場合は、速やかに届け出る。

（4）支給終了時に、「進路報告」等の必要書類を提出する。

1 1. 奨学金の停止

次の各号の1つに該当するときは、奨学金の支給を停止します。

- (1) 休学・長期の欠席をしたとき
- (2) 退学したとき又は停学その他の処分を受けたとき
- (3) 非行があったとき
- (4) 正当な理由がなく学業成績が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号の外、奨学金の支給が不適当となったとき
- (7) 前号の義務を理由なく怠ったとき

1 2. 奨学金の返還

提出書類の改ざん、申請内容の虚偽、報告事項の怠慢等による不正受給があった場合は、全額返金を請求します。

1 3. 個人情報の取扱い

別紙「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

以上

個人情報の取扱いについて

公益財団法人古河記念基金
個人情報管理責任者

公益財団法人 古河記念基金（以下「当基金」といいます。）は、奨学金制度の募集および管理ならびに奨学金の支給についてご提供いただく個人情報について、以下のとおり取り扱います。これにご同意のうえ、ご応募・お申込み等を行ってくださいますようお願ひいたします。

1. 個人情報の対象について

氏名、住所、年齢（生年月日）、性別、電話番号、電子メールアドレス、職業、大学名、家族構成、写真、銀行口座番号等の情報で、その情報単独またはそれらの情報の組み合わせにより個人を特定することができる情報で、奨学金願書など提出書類に記載される個人情報が対象になります。

2. 利用目的について

当基金が個人情報を取り扱う目的は、次のとおりです。

- (1) 奨学生の選考および結果の通知
- (2) 奨学金の給付
- (3) 奨学生を対象に行う諸行事（奨学金支給決定書交付会、工場見学会等）の運営、管理
- (4) 当基金を支援する企業へのインターンシップを希望する奨学生について、当該企業への紹介
- (5) 奨学生からの相談、照会、意見、苦情等への対応ならびにその記録および保管等
- (6) 奨学生および当基金の関係者（当基金を支援する個人および企業を含む）への機関紙の配付
- (7) その他、奨学金給付事業達成のために必要な事項

3. 個人情報の第三者提供について

当基金は、個人情報を上記2.記載の利用目的以外で第三者に提供する場合、あらかじめ本人の同意を得ることといたします。なお、法令上開示すべき義務を負う場合、または緊急の必要がある場合には、例外的に第三者に個人情報を提供することができますので、ご了承ください。

4. 個人情報の取扱いの委託について

当基金は、利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託することができます。個人情報の取扱いを委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たし、適切と判断した委託先と個人情報の取扱いに関する契約を締結し、かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報の利用目的通知、開示、訂正等、利用停止等の請求について

当基金に対してご提供いただいた個人情報については、利用目的の通知、開示、第三者提供の停止、訂正、追加もしくは削除、利用停止または消去を請求することができます。お問い合わせまたはご請求される場合は、下記までご連絡ください。

公益財団法人古河記念基金 事務局

〒100-0004 東京都千代田大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー（古河三水会内）

（電話）03-6262-0804

（メールアドレス） kinenkikin@furukawa-sansuikai.gr.jp

6. 個人情報の提供に関する任意性について

当基金に個人情報をご提供いただくことは任意です。なお、ご提供いただけない場合は、奨学生の選考その他の事項においてご本人が不利益を被る場合がありますので、あらかじめご了承ください。